

改 正 案

現 行

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 (略)

d 障害児受入推進事業

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		合計	合計	合計	合計	
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに通達					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに通達					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
合計 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに通達					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注1)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。
 (注2)当該年度に障害児の受入を予定していたが、やむを得ない事情により、結果的に障害児がクラブを利用しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

別紙様式6
 現行のとおり (略)

別紙様式6
 (略)

別紙様式7
 現行のとおり (略)

別紙様式7
 (略)

別紙様式8
 現行のとおり (略)

別紙様式8
 (略)

(別紙)

児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。以下同じ。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。以下同じ。）。</p> <p>(2) 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ室」という。）。</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p>

改 正 後		現 行	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。 <u>ただし、小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）においては、年長児童用整備を伴う整備をすること。</u>	創設 拡張	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備をすること。 (1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
改築	既存施設の改築整備をすること。 <u>ただし、小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）においては、年長児童用整備を伴う整備をすること。</u>	大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。
拡張	(1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。		
大規模修繕	(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。		
(交付の対象)		(交付の対象)	
5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。		5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	
(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備		(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備	
(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備		(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備	
(3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助		(3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助	
(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助		(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助	

改 正 後	現 行
<p>(5) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備</p> <p>(整備補助の対象外)</p> <p>6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(5) 指定都市及び中核市が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(6) 市町村が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(7) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設</p> <p>(整備補助の対象外)</p> <p>6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用(B型児童館の野外活動設備に要する費用を除く。)</p> <p>(4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県設置分</p> <p>別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市及び中核市設置分</p> <p>7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村設置分</p> <p>7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成19年度の単価を適用する。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(4) 社会福祉法人等設置分</p> <p>7の(1)に定める方法と同様の方法(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成18年度の単価を適用する。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア. 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)</p> <p>イ. 建物等の用途</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p>

改 正 後	現 行
(9)	(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
(10) (略)	(10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
(11) (略)	(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
(12) (略)	(12) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。 この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。
(13) (略)	(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
(14) (略)	(14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
(申請手続) 9. (略)	(申請手続) 9. 補助金の交付の申請は、別紙1から5の様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
(変更申請手続) 10. (略)	(変更申請手続) 10. 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

改 正 後	現 行
<p>(交付決定までの標準的期間) 1 1. (略)</p> <p>(補助金の概算払) 1 2. (略)</p> <p>(状況報告) 1 3. (略)</p> <p>(実績報告) 1 4. (略)</p> <p>(補助金の返還) 1 5. (略)</p> <p>(その他) 1 6. (略)</p>	<p>(交付決定までの標準的期間) 1 1. 厚生労働大臣は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として120日以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 1 2. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 1 3. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙12の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙13の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告) 1 4. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)または(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 1 5. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 1 6. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改 正 後					現 行				
別表 算 定 基 準					別表 算 定 基 準				
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施 設 整 備 費	創 設 及 改 築	工 事 費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館</p> <p>ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 356,800円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。</p> <p>イ B型児童館 (1,500平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">5 3 5, 4 1 4千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館 (217.6平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">3 1, 1 0 5千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">2 3, 8 2 6千円</p> <p>(3) 児童センター (336.6平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">4 6, 8 5 9千円 ただし、大型児童センター (500平方メートル以上)については、次に掲げる額。</p> <p style="text-align: right;">6 2, 5 1 6千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室 ((2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。)</p> <p style="text-align: right;">1 2, 5 0 0千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室 (31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。</p> <p style="text-align: right;">3, 9 8 1千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。</p> <p>(1) 大型児童館については、1施設当たり</p> <p style="text-align: right;">1 0 0, 3 8 9千円</p> <p>(2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり</p> <p style="text-align: right;">2, 4 6 9千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>	施 設 整 備 費	創 設 及 改 築	工 事 費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館</p> <p>ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 356,800円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。</p> <p>イ B型児童館 (1,500平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">5 3 5, 4 1 4千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館 (217.6平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">2 9, 1 1 2千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">2 1, 8 3 3千円</p> <p>(3) 児童センター (336.6平方メートル以上)</p> <p style="text-align: right;">4 4, 8 6 6千円 ただし、大型児童センター (500平方メートル以上)については、次に掲げる額。</p> <p style="text-align: right;">6 2, 5 1 6千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室 ((2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。)</p> <p style="text-align: right;">1 2, 5 0 0千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室 (31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。</p> <p style="text-align: right;">3, 9 8 1千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。</p> <p>(1) 大型児童館については、1施設当たり</p> <p style="text-align: right;">1 0 0, 3 8 9千円</p> <p>(2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり</p> <p style="text-align: right;">2, 4 6 9千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>

改 正 後				現 行			
		<p>大型児童センターについては、1施設当たり 4,462千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3,682千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>			<p>ただし、年長児童用設備を施設と一体的に整備する小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）については、1,993千円を限度に加算する。</p> <p>大型児童センターについては、1施設当たり 4,462千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3,682千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4,462千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4,462千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4,462千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4,462千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2 (略)

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 4 , 9 0 0 円	

改 正 後

現 行

別紙1

(略)

別紙1

5 (1) の直接補助の場合

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事 (印)

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 施 設 の 名 称
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事 業 計 画 別紙(2)のとおり

(添付書類)

- ・ 都道府県の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙 (1)

大型児童館 (A型、B型) 整備費申請額算出内訳

(施設の名称)

区分	総事業費			対象経費の実支出 (予定) 額			差引額 (A-E) 円	算定基準による算定額			国庫補助額 円	国庫補助所要額 円	
	A 円	B 面積等	C 単価 円	D 金額 円	E 寄付金の他入 円	F 円		G 面積等	H 単価 円	I 金額 円			J 基
工 事 費		n ²						n ²					
工 事 事 務 費													
初 度 設 備 相 当 加 算													
移 動 型 児 童 館 用 車 両		台						台					
(小 計)													
そ の 他 の 工 事 費													
合 計													

- (注) 1 B欄には、施設整備等の工事費については対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 2 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 3 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 4 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 5 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

現 行

後 正 改

別紙 (1)
(略)

改 正 後	現 行																																																								
別紙(2) 事業計画	別紙(2) 事業計画																																																								
<p>1 対象施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 事業の目的及び効果</p> <p>(4) 設置主体及び経営主体</p> <p>(5) 利用(1日当たり予定)人員</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">乳幼児</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">_____</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>中学生等</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	乳幼児	_____	人	小学生	_____	人	中学生等	_____	人	計	_____	人	<p>1 対象施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 事業の目的及び効果</p> <p>(4) 設置主体及び経営主体</p> <p>(5) 利用(1日当たり予定)人員</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">乳幼児</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">_____</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>中学生等</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	乳幼児	_____	人	小学生	_____	人	中学生等	_____	人	計	_____	人																																
乳幼児	_____	人																																																							
小学生	_____	人																																																							
中学生等	_____	人																																																							
計	_____	人																																																							
乳幼児	_____	人																																																							
小学生	_____	人																																																							
中学生等	_____	人																																																							
計	_____	人																																																							
<p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) 施設の規模及び構造</p> <p>ア 敷地面積 _____m²</p> <p>イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)</p> <p>ウ 整備の区分</p> <p style="padding-left: 20px;">施設整備の区分(創設、改築、大規模修繕の別)</p> <p style="padding-left: 40px;">(初度設備相当加算、移動型児童館用車両の有無)</p> <p>エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²</p> <p>オ 建物の構造 (_____造)</p> <p>(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 配置図及び各階平面図を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">3 B型児童館については、上記に加え近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。</p>	<p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) 施設の規模及び構造</p> <p>ア 敷地面積 _____m²</p> <p>イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)</p> <p>ウ 整備の区分</p> <p style="padding-left: 20px;">施設整備の区分(創設、改築、大規模修繕の別)</p> <p style="padding-left: 40px;">(初度設備相当加算、移動型児童館用車両の有無)</p> <p>エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²</p> <p>オ 建物の構造 (_____造)</p> <p>(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 配置図及び各階平面図を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">3 B型児童館については、上記に加え近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。</p>																																																								
<p>(2) 整備費内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">ア 工事費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">_____</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1m²当たり _____円)</td> </tr> <tr> <td>イ 工事事務費</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ (小計)</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ その他の工事費</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 初度設備</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 移動型児童館用車両</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 合計</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table>	ア 工事費	_____	円	(1m ² 当たり _____円)	イ 工事事務費	_____	円		ウ (小計)	_____	円		エ その他の工事費	_____	円		オ 初度設備	_____	円		カ 移動型児童館用車両	_____	円		キ 合計	_____	円		<p>(2) 整備費内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">ア 工事費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">_____</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1m²当たり _____円)</td> </tr> <tr> <td>イ 工事事務費</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ (小計)</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ その他の工事費</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 初度設備</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 移動型児童館用車両</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 合計</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table>	ア 工事費	_____	円	(1m ² 当たり _____円)	イ 工事事務費	_____	円		ウ (小計)	_____	円		エ その他の工事費	_____	円		オ 初度設備	_____	円		カ 移動型児童館用車両	_____	円		キ 合計	_____	円	
ア 工事費	_____	円	(1m ² 当たり _____円)																																																						
イ 工事事務費	_____	円																																																							
ウ (小計)	_____	円																																																							
エ その他の工事費	_____	円																																																							
オ 初度設備	_____	円																																																							
カ 移動型児童館用車両	_____	円																																																							
キ 合計	_____	円																																																							
ア 工事費	_____	円	(1m ² 当たり _____円)																																																						
イ 工事事務費	_____	円																																																							
ウ (小計)	_____	円																																																							
エ その他の工事費	_____	円																																																							
オ 初度設備	_____	円																																																							
カ 移動型児童館用車両	_____	円																																																							
キ 合計	_____	円																																																							

改 正 後

現 行

初度設備の内容

品 目	数量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。
 ア 整備車両の概要説明書
 イ 車両整備を必要とする理由・目的

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____ 円
 イ 設置者負担金 _____ 円
 (内訳) 一般財源 _____ 円
 地方債 _____ 円
 寄付金 _____ 円
 ウ 合 計 _____ 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 契約年月日
 ウ 着工年月日
 エ 完成年月日
 オ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

改 正 後	現 行
<p>別紙2</p> <p>(略)</p>	<p>別紙2</p> <p>5 (2) の直接補助の場合</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚 生 労 働 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 (EJ)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申 請 額 金 円</p> <p>2 施 設 の 名 称</p> <p>3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり</p> <p>4 事 業 計 画 別紙(2)のとおり</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市又は中核市の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初度設備相当加算											
年長児童用加算											
移動型児童館用車両		台					台				
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

現 行

別紙(1)

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

(整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金の 収 入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			国庫補助 基本額 J 円	国庫補助金 所要額 K 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費		m ²									
工 事 事 務 費											
初度設備相当加算											
年長児童用加算											
移動型児童館用車両		台					台				
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 (整備区分: 創設・改築・拡張・大規模修繕) には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 K欄には、J欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

後 正 改

改 正 後	
別紙(2)	
事 業 計 画	
1 対象施設の概要	
(1) 施設の名称	
(2) 所在地	
(3) 事業の目的及び効果	
(4) 設置主体及び経営主体	
(5) 利用(1日当たり予定)人員	乳幼児 _____人 小学生 _____人 中学生等 _____人 計 _____人
2 施設整備費に係る事業計画	
(1) 次世代育成支援行動計画等名	
(注) 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写しを添付すること。	
(2) 施設の規模及び構造	
ア 敷地面積 _____m ²	
イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)	
ウ 整備の区分	
・施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別) (初度設備相当加算、年長児童用加算(拡張又は大規模修繕に限る。)、移動型児童館用車両の有無)	
エ 建物の面積 建築面積 _____m ² 、延面積 _____m ²	
オ 建物の構造 (_____造)	
(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。) なお、拡張の場合は、既存建物との関係を明示すること。	
2 配置図及び各階平面図を添付すること。 なお、拡張の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。	
3 B型児童館については上記に加え、近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。	
(3) 整備費内訳	
ア 工事費 _____円 (1m ² 当たり _____円)	
イ 工事事務費 _____円	
ウ (小計) _____円	
エ その他の工事費 _____円	
オ 初度設備 _____円	
カ 年長児童用設備 _____円	
キ 移動型児童館用車両 _____円	
ク 合計 _____円	
(注) カの年長児童用設備には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合には、アの工事費に年長児童用設備の金額を含めて記入すること。	

現 行	
別紙(2)	
事 業 計 画	
1 対象施設の概要	
(1) 施設の名称	
(2) 所在地	
(3) 事業の目的及び効果	
(4) 設置主体及び経営主体	
(5) 利用(1日当たり予定)人員	乳幼児 _____人 小学生 _____人 中学生等 _____人 計 _____人
2 施設整備費に係る事業計画	
(1) 施設の規模及び構造	
ア 敷地面積 _____m ²	
イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)	
ウ 整備の区分	
施設整備の区分(創設、改築、拡張、大規模修繕の別) (初度設備相当加算、年長児童用加算、移動型児童館用車両の有無)	
エ 建物の面積 建築面積 _____m ² 、延面積 _____m ²	
オ 建物の構造 (_____造)	
(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。) なお、拡張の場合は、既存建物との関係を明示すること。	
2 配置図及び各階平面図を添付すること。 なお、拡張の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。	
3 B型児童館については上記に加え、近隣の自然環境等のわかる資料を添付すること。	
(2) 整備費内訳	
ア 工事費 _____円 (1m ² 当たり _____円)	
イ 工事事務費 _____円	
ウ (小計) _____円	
エ その他の工事費 _____円	
(※)オ 初度設備 _____円	
(※)カ 年長児童用設備 _____円	
キ 移動型児童館用車両 _____円	
ク 合計 _____円	

改 正 後

初度設備、年長児童用設備の内容
 (整備区分ごとに記載。創設又は改築の場合には、年長児童用設備の内容を必ず記入すること。)

品 目	数量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。
 ア 整備車両の概要説明書
 イ 車両整備を必要とする理由・目的

(4) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____円
 イ ○○補助金 _____円
 ウ 設置者負担金 _____円
 (内訳) 一般財源 _____円
 地方債 _____円
 寄付金 _____円
 エ 合 計 _____円

(5) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 契約年月日
 ウ 着工年月日
 エ 完成年月日
 オ 事業開始年月日

(6) その他参考事項

現 行

(※) オ、カの内容 (整備区分ごとに記載)

品 目	数量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び 必要理由
			円	円	
計					

- (注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。
 2 車両を整備する場合は次の資料を添付すること。
 ア 整備車両の概要説明書
 イ 車両整備を必要とする理由・目的

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____円
 イ ○○補助金 _____円
 ウ 設置者負担金 _____円
 (内訳) 一般財源 _____円
 地方債 _____円
 寄付金 _____円
 エ 合 計 _____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
 イ 契約年月日
 ウ 着工年月日
 エ 完成年月日
 オ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

改 正 後

現 行

別紙3

(略)

別紙3

5 (3) 又は (4) の間接補助の場合

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長 (印)
中核市の長

平成 年度児童厚生施設等整備費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額金 円
- 2 施設の名称
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業計画

(設置主体から都道府県(指定都市又は中核市)へ提出された申請書の事業計画の副本)

(別紙2の別紙(2)の様式を準用すること。)

(添付書類)

- ・都道府県(指定都市又は中核市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙（1）

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕）

（施設の名称）

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額			寄付金 その他の 収入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市) 補助額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円				
工 事 費		m ²			/	/	/	/	/	/	/	/	/
工 事 事 務 費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
初度設備相当加算		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年長児童用加算		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
移動型児童館用車両		台			/	/	台						
(小 計)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
そ の 他 の 工 事 費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- (注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕)には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 6 L欄には、J欄の金額に都道府県（指定都市又は中核市）の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 7 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

行
現

別紙（1）

児童厚生施設整備費申請額算出内訳

（整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕）

（施設の名称）

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出（予定）額			寄付金 その他の 収入 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助基本額 J 円	都道府県 (指定都市 又は中核市) 補助額 K 円	国庫補助 基本額 L 円	国庫補助 所要額 M 円
		面積等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金 額 I 円				
工 事 費		m ²			/	/	/	/	/	/	/	/	/
工 事 事 務 費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
初度設備相当加算		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年長児童用加算		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
移動型児童館用車両		台			/	/	台						
(小 計)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
そ の 他 の 工 事 費		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- (注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕)には、該当する整備区分に○印を付すこと。
 2 年長児童用加算の欄には、拡張又は大規模修繕の場合のみ記入し、創設又は改築の場合は、工事費に含めて記入すること。
 3 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を、移動型児童館用車両については設置台数を記入すること。
 4 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
 5 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、D欄、F欄及びI欄の金額を比較して最も少ない金額を記入すること。
 7 L欄には、J欄の金額に都道府県（指定都市又は中核市）の補助すべき割合を乗じて得た額とK欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 8 M欄には、L欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

後
正
改